

令和3年6月21日

保護者の皆さまへ

貝塚市教育委員会
教育長 鈴木 司郎

貝塚市立学校等における緊急事態宣言解除後の
まん延防止等重点措置に係る対応について

日頃は、本市の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、このたび、大阪府に対する緊急事態宣言が解除され、まん延防止等重点措置へ移行されたことを受け、大阪府教育庁から要請されている本市学校園の対応について、下記のとおりといたしますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

もし、お子さまやご家族に体調が悪い等の健康に不安のある場合には、無理をさせずに学校を休ませてください。その際は、欠席とはせずに「出席停止」として取り扱います。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しており、必要に応じて変更が生じる場合があります。そのような状況が生じましたら、改めてお知らせいたします。

記

<期間について> 令和3年6月21日（月）～7月11日（日）

<学校行事（運動会・体育大会等）> 感染防止対策を徹底しながら実施。

<修学旅行・校外学習等について>

感染防止対策を徹底しながら実施。ただし、行き先の都道府県が大阪からの受入れを拒否している、もしくは行き先が緊急事態宣言措置区域である場合は中止または延期。

<部活動について> （小学校の課外活動クラブも同様とする）

感染リスクの高い活動は避け、感染防止対策を徹底しながら実施。また部活動前後での生徒どうしによる飲食は控え、更衣時には身体的距離を確保するよう指導。